



# 鳥取県公報

令和3年12月7日（火）  
第9357号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（633）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定施業要件の変更（634）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2 指定居宅サービス事業の廃止の届出（635）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（636）（〃）・・・・・・・・・・ 3 開発行為に関する工事の完了（2件）（637・638）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（37）・・・・・・・・ 3 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基 幹放送事業者等（38）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
医療法人勤誠会	米子市日原319-1	訪問看護ステーションかがやき	米子市日原319-1	令和3年12月1日

## 鳥取県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月7日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鳥取市佐治町中字後口畑115の19
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 ふくい内科ク リニック	医療法人社団ふく い内科クリニック	米子市上福原二丁 目17-20	令和3年11月 29日	令和3年11月 30日	居宅療養管理指 導

**鳥取県告示第636号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年12月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 ふくい内科ク リニック	医療法人社団ふく い内科クリニック	米子市上福原二丁 目17-20	令和3年11月 29日	令和3年11月 30日	介護予防居宅療 養管理指導

**鳥取県告示第637号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年12月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和3年6月18日 鳥取県指令第202100075985号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市弥生町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市安長850  
鳥取トヨペット株式会社 代表取締役 西村 公秀

**鳥取県告示第638号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年12月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和3年6月14日 鳥取県指令第202100070248号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市竹内町字大林
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市竹内町1372-1  
株式会社フリースタイル 代表取締役 角 武志

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第37号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和3年12月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,308
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,537
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,228
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,579
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,759
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,842
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,421
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,204
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,565
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,246
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,502
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,008

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第38号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成29年鳥取県選挙管理委員会告示第41号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について）は、廃止する。

令和3年12月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

山陰中央テレビジョン放送株式会社 1回

日本海テレビジョン放送株式会社 1回

## 公 告

令和3年9月10日付鳥取県公報第9332号で公告した（仮称）ドラッグコスモスタ日ヶ丘店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和3年12月21日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治